

水道工事に係る道路使用許可申請に係る提出書類一覧及び注意事項

提出書類	部数
<input type="checkbox"/> 水道工事に関する協議書(かつらぎ町長あて)	1
<input type="checkbox"/> 道路使用許可申請書(かつらぎ警察署長あて)	3
<input type="checkbox"/> 付近見取図・位置図(ゼンリン地図複写の場合、複製許諾証1枚)	5
<input type="checkbox"/> 交通対策図	5
<input type="checkbox"/> 図面(平面図・断面図)	5
<input type="checkbox"/> 県証紙(2,000円分)	1
<input type="checkbox"/> 同意書(全面通行止の場合)	1、写し4
<input type="checkbox"/> 協議書(県道・国道等の場合)	1、写し4
<input type="checkbox"/> 地下埋設物意見書(付近にNTT・関電等の地下埋設物がある場合)	1、写し4

※1 期間について、開始日は記入しないで下さい。(終了日は記入する。)

※2 片側2.5mを確保できない場合、通行止(当該自治区長押印の同意書が必要)となります。

※3 復旧時、配水管の土被りは管天まで600mmを確保して下さい。

※4 付近見取図・位置図には工事箇所及び迂回路(全面通行止時)を記入して下さい。また、工事看板及びガードマンの位置を正確に記入して下さい。

※5 かつらぎ町の管理する道路以外(県道・国道等)で道路使用許可申請を提出する場合は、先に所轄機関と協議の上、協議書を添付して下さい。

※6 複数日にわたり全面通行止とする場合、夜間は通行できるようにして下さい。また、現場には防護柵・赤色灯・看板等を設置し、十分に注意喚起を行って下さい。

※7 道路使用許可証が発行されるまでおよそ2週間必要です。

全面通行止時には、下記の関係機関に工事箇所及び通行止を実施する日・時間(開始時間及び終了時間)を連絡し、関係機関からの指示事項がある場合は、遵守して下さい。

- | | |
|---|--------------|
| <input type="checkbox"/> 伊都消防署 | 0736-22-0119 |
| <input type="checkbox"/> かつらぎ町役場総務課(コミュニティバス) | 0736-22-0300 |
| <input type="checkbox"/> かつらぎ町役場住民福祉課(ゴミ回収) | 0736-22-0300 |
| <input type="checkbox"/> かつらぎ町教育委員会総務課(通学路・スクールバス・給食配達) | 0736-22-0300 |